

京葉銀カード WAON

オートチャージに関する特約

第1条（本特約の効力）

- 1.本特約は、京葉銀カード WAON（以下「本カード」という）の発行を受けた本会員のうち、次条に定義するオートチャージを希望された本会員に適用されます。
- 2.本特約は、「京葉銀カード会員規約」及び「京葉銀カード WAON 利用約款」（以下まとめて「会員規約等」という）の特約であり、本特約において、会員規約等と異なることが定められている条項については本特約が優先することとします。なお、本特約に別段の定めがない事項については、会員規約等が適用されます。

第2条（定義）

- 1.本特約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1)オートチャージ
本カードの利用に際し、当該カードの利用後の WAON 残高が予め設定した金額（以下「実行判定額」という）未滿になるときに、当該カードの利用前に、親カードのクレジットカード機能により、予め会員が設定した金額（以下「入金実行額」という）が自動的にチャージされること。
 - (2)本サービス
前号のオートチャージにより提供されるサービス
- 2.前項に定めるものの他、本特約における用語の定義は、会員規約等において定義する意味を有するもの とします。

第3条（利用方法等）

- 1.オートチャージを希望される本会員は、株式会社京葉銀カード（以下「京葉銀カード」という）所定の方法により、京葉銀カードにお申込みください。
- 2.本会員は、実行判定額及び入金実行額の新規設定及び変更ならびに本サービスの利用停止を行う場合には、当該機能を有する WAON 端末により行うこととします。なお、実行判定額は、49,000 円を限度とし、入金実行額は、49,000 円を限度として（但し、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません。）、1,000 円単位でイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」という）所定の WAON 端末で設定又は変更ができるものとします。
- 3.オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。
- 4.本サービスは、京葉銀カード及びイオンリテール（以下「両社」という）が認めた場合を除き、会員本人によるクレジットカードの利用として取扱うこととします。

第4条（制限事項等）

- 1.オートチャージは、オートチャージ機能を有する WAON 端末において、WAON による 1 取引

につき1回限り実施されます。

- 2.本サービスのお支払い方法は、親カードのクレジットカード機能によるショッピングの1回払いとします。
- 3.前項にかかわらず、本会員から申し出があり、京葉銀カードが承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することができるものとします。
- 4.オートチャージ実施後のWAON残高が商品、役務その他の取引の代金に満たない場合等であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。
- 5.チャージ後のWAON残高がWAON利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
- 6.オートチャージを実施することにより親カードの利用限度額を超える等の理由で、京葉銀カードがオートチャージの実施を承認しない場合、オートチャージは一切実施されません。

第5条（盗難・紛失）

本会員が本カードを盗まれ若しくは紛失された場合、直ちにWAONコールセンター（0120-577-365）にお届けください。WAONコールセンターにて、オートチャージの停止措置をとります。なお、本カードの盗難又は紛失の場合であっても、お届けがない場合又はイオンリテールがお届け後直ちにオートチャージ停止措置をとったにもかかわらず、当該停止措置の前にオートチャージが実施された場合は、両社が認めた場合を除き、会員本人によるクレジットカードの利用として取扱うものとします。

第6条（免責事項）

オートチャージが実施できないことにより本会員に生じる不利益、損害については、両社及びその他のWAON事業者はその責任を負いません。

第7条（本サービスの停止）

両社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、本サービスを停止することがあります。

第8条（特約の変更）

両社は、本会員の事前の承諾なく本特約の内容を変更する場合があります。その場合には、両社は、変更日及び変更内容を、WAONホームページへの掲示等、両社所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

(2023年4月改定)